

## 熊本県において豚流行性下痢（PED）の PCR陽性事例を確認

令和元年9月以降、群馬県及び千葉県において発生が確認されておりましたが、今般、新たに熊本県においてPCR陽性事例が確認されました。

PEDのみならず、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）発生予防対策としても、今一度下記について再徹底をお願いします。

PEDマニュアルでは、下記の症状があれば通報するように記載されています。

### ★早期通報の徹底（豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル3の（1）抜粋）

- ① 複数（周辺農場で本病が発生している場合には1頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐。

また、上記のいずれの症状にも該当しない場合であっても、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、迅速に通報してください。

〔 裏面へ続く 〕



## ★飼養衛生管理の徹底 (豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル4の (1) 抜粋)

衛生管理区域内への出入口での消毒等の徹底・入場制限  
豚舎入場時の消毒等の徹底

導入元農場の疾病発生状況の確認と導入豚の隔離

野生動物侵入対策

食品残さ利用飼料を給与する場合、十分な加熱処理

同一系列農場で発生確認した場合、直ちに系列内農場の豚の異常の有無確認

## ★ワクチン接種の徹底

(豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル  
7の (2) 抜粋)

用法および用量の厳守

妊娠母豚へのワクチン接種の継続

繁殖母豚から常に哺乳できる環境の確保

衛生的な飼養環境、特に分娩舎で清掃消毒の徹底

## ★と畜場など畜産関係施設での防疫措置の徹底

(豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル4の (3) の②抜粋)

入退場時の洗浄及び消毒の徹底 (特に荷台)

施設敷地内の洗浄・消毒の徹底

動線整備による交差汚染の防止



直ちに

異状があれば 家畜保健衛生所へ連絡をお願いいたします。

中央家畜保健衛生所： 058-201-0530